

「辻堂プライド」ロゴマーク募集要領

1 目的

「辻堂プライド」というキーワードのもと、辻堂まちづくり会議及び地域団体等の活動の周知及び活動への参加者の増加をめざすため、「辻堂プライド」を表現するロゴマークを募集します。

※「辻堂プライド」については、3ページの〈辻堂プライドとは？〉をご確認ください。

2 応募資格

辻堂が好きな方ならどなたでも応募いただけます。

※年齢・プロ・アマチュアを問わず応募可能

※応募者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要

3 募集期間

令和2年12月10日（木）～令和3年1月6日（水）まで

※持参の場合は、平日8時30分から17時00分まで

※郵送の場合は、最終日の当日消印有効

4 デザイン条件

（1）「辻堂プライド」の意図を考慮したデザインをお考えください。

（2）「辻堂プライド」の文字を含むデザインとしてください。

（3）色数は自由ですが、白黒・単色での使用も考慮した配色にしてください。

（4）拡大・縮小をしても、イメージを損なわないようにしてください。

（5）応募用紙に記載のサイズの範囲内（10cm×10cm）としてください。

5 応募方法

※一人2点まで応募可能

※デジタルデータまたは手書きのもの

次のいずれかの方法で応募してください。

（1）窓口または郵送の場合

・デジタルデータの場合

データを記録したCD-Rと必要事項を記入した応募用紙を提出してください。

※1つのデザインデータ容量は5MB以内、解像度は350dpi程度、形式はJPEG、PNG、PDF又はGIFとしてください。

・手書きの場合

作成した作品（原本）と必要事項を記入した応募用紙を提出してください。

※郵送で提出する場合、手書きで作成した作品が折れ曲がらないように封筒に入れてください。

(2) 電子メールの場合

ロゴマークの画像ファイルと必要事項を記入した応募用紙をメールで提出してください。

※1つのデザインデータ容量は5MB以内、解像度は350dpi程度、形式はJPEG、PNG、PDF又はGIFとしてください。

<提出先>

〒251-0045 藤沢市辻堂東海岸1丁目1番41号
藤沢市 辻堂市民センター 辻堂まちづくり会議事務局
E-mail fj-tsuji-c@city.fujisawa.lg.jp

6 応募用紙・募集要領の配布場所

- ・藤沢市 辻堂市民センター
- ・辻堂青少年会館

上記の場所で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/tsuji-c/event/tsujidou-pride.html>

7 選考方法

1 次選考：辻堂まちづくり会議で審査を行い、優秀賞の候補作品3点程度を選出します。

一般投票：一次選考で選出された作品を対象に、一般投票を実施します。

2 次選考：投票結果を踏まえ、辻堂まちづくり会議により、優秀作品1点を決定します。

8 選考結果発表等

令和3年3月頃（予定）

※選考結果は、採用作品に決定した作品の応募者に通知するとともに、市ホームページ、辻堂まちづくり会議広報誌等にて公表します。

※受賞者以外の方にはご連絡いたしませんので、ご了承ください。

※受賞者には、謝礼を贈呈します。

9 ロゴマークの活用

決定したロゴマークは、「辻堂プライド」を広く周知するため、各種印刷物やウェブサイト、関連グッズ等をはじめ、広くPRに活用します。また、辻堂まちづくり会議の判断で、他団体等による使用を行う場合があります。

10 応募上の注意事項

(1) 応募作品の著作権、使用权、商標権等その他一切の権利は、辻堂まちづくり会議に帰属します。また、応募者は、当該作品に対し、著作者人格権を行使しないものとします。

(2) 応募作品は、修正、加工またはデジタル化など、辻堂まちづくり会議がデザインを調整する場合があります。また、デザインの調整に関連して、応募者と打合せをお願いすることがあります。

- (3) 応募作品は、応募者が独自にデザインした、国内外で未発表のもので、第三者の著作権や商標、その他の権利を侵害しない作品に限ります。応募作品が、既発表のデザインと同一または酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）、法令に反する場合または本募集要領に反している場合は、選考結果の発表後であっても決定を取り消します。
- (4) 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。当会議では一切の責任を負いません。なお、応募作品に関連して、辻堂まちづくり会議が損害を被った場合は、損害を補償していただく場合があります。
- (5) 応募に関する費用は、応募者の負担とします。
- (6) 応募受付通知及び不採用通知は行いません。
- (7) 応募後の作品の修正はできません。また、応募作品は返却しません。
- (8) 応募者の個人情報、作品の選考等のために使用し、これ以外の目的に使用しません。
- (9) 選考結果を発表するまで、提出したデザイン案を他者に公表しないでください。
- (10) 応募した時点で、応募者は、本募集要領の記載内容に同意したものとみなします。

1 1 問い合わせ先

〒251-0045 藤沢市辻堂東海岸1丁目1番41号
藤沢市 辻堂市民センター 辻堂まちづくり会議事務局
電話 0466-34-8661
FAX 0466-34-4187
E-mail fj-tsuji-c@city.fujisawa.lg.jp

<辻堂プライドとは？>

皆さんが思う辻堂の自慢は何でしょうか？

まずは自然、左の江の島から右の富士山まで伸びやかな弧を描く辻堂海岸があり、海水浴客、サーフィンを楽しむ多くの人で賑わっています。近くには辻堂海浜公園があり、四季を問わず多くの人を訪れます。歴史も古く、多くの名所・旧跡が残され、お祭りも盛んです。また、小中高大学がある文教地区で、スマートタウンもあり、美味しいお店、お洒落なお店がいっぱいあります。そして、なんといっても住んでいる人。穏やかで温かくて人懐っこくて、一番の自慢です。

そうです、辻堂はとても恵まれていて、住んでいる人、通っている人、遊びに来る人、みんなが大好きです。そんな辻堂に誇りを持っていて、もっと良い街にしたい！と考えている人は多いのではないのでしょうか？

“辻堂をもっと良い街にしていきたいため、たくさんの人に街づくりに関わってもらいたい！”そんな思いから、辻堂まちづくり会議では、辻堂に誇りを持ち、もっと良い街にしたいという気持ちを「辻堂プライド」と表現し、この言葉を辻堂にあふれさせたいと考えました。

「辻堂プライド」を合言葉に、もっともっと辻堂とつながっていきましょう！